

○飯塚市スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する要綱

令和2年3月31日

飯塚市教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市立小中学校におけるいじめ、不登校等の未然防止、早期発見、早期解決等を図り、児童及び生徒の生活指導上の課題に福祉分野等の関係機関と連携して対応するため、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第65条の2及び第65条の3(第79条において準用する場合を含む。)に規定するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置することについて、飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第21号)及び飯塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年飯塚市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に定める職員とする。

(任免)

第3条 スクールカウンセラーは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから教育長が任命する。

(1) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会から認定された臨床心理士又は児童若しくは生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び技術を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、教育長がカウンセラーとして適当であると認める者

2 スクールソーシャルワーカーは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから教育長が任命する。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による社会福祉士の資格を有する者

(2) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)による精神保健福祉士の資格を有する者

(3) 教育及び福祉の両面に関して専門的な知識及び技術を有するとともに、過去に教育又は福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

3 教育長は、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えがたい場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、職務に必要な適格性を欠く場合
- (職務)

第4条 スクールカウンセラーは、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 児童生徒へのカウンセリングに関すること。
- (2) 児童生徒への対応に関し、教職員又は保護者への助言に関すること。
- (3) 事件、事故等の緊急対応における児童生徒の心のケアに関すること。
- (4) 教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドの情報提供に関すること。
- (5) 子どもの心理的問題への予防及びその対応に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める業務に関すること。

2 スクールソーシャルワーカーは、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 問題を抱える児童生徒の置かれている環境への働きかけに関すること。
- (2) 関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。
- (3) 学校内における支援体制の構築及び調整に関すること。
- (4) 学校における保護者及び教職員に対する支援、相談及び情報提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める職務に関すること。

(勤務日、勤務時間及び勤務日数)

第5条 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの勤務日、勤務時間及び勤務日数は、教育長が定める。

2 前項に定めるもののほか、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの勤務時間、休暇等に関することは、飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年飯塚市規則第 号)の定めるところによる。

(研修)

第6条 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施するものとする。

(災害補償)

第7条 スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーが職務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は職務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいとなった場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。